

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる

■国会法（昭和二十二年法律第七十九号）

第四百四条 各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録の提出を求めるときは、その求めに応じなければならない。

第四百五条 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

■参議院委員会先例

二八一 報告又は記録の提出要求に関する例

委員会が、審査又は調査のため、内閣、官公署（地方公共団体を除く。以下同じ。）に対し報告又は記録の提出を求めるには、理事会の決定により要求する場合は委員会において委員の要求がありこれに別段異議もない場合には、成規の手続きを省略して、委員長から直接これを行うの为例とするが、委員会において議決し、議長を得てこれを行った例もある。（以下、略）

■会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）

第三十条の三 会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第五百五条（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第六十六条

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

■内閣法（昭和二十二年法律第五号）

第一条 内閣は、国民主権の理念にのっとり、日本国憲法第七十三条その他日本国憲法に定める職権を行う。

2 内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。

■日本国憲法（昭和二十一年憲法）

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

■公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）

（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようになるとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

■行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

（目的）

第一条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

■日本国憲法 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。（以下略）

■平成 29 年 9 月 25 日 安倍内閣総理大臣記者会見（抜粋）
（安倍総理）

・・・さきの国会では、森友学園への国有地売却の件、加計学園による獣医学部の新設などが議論となり、国民の皆様から大きな不信を招きましました。私自身、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明する努力を重ねてまいりました。今後ともその考えに変わりはありません。

この選挙戦でも、野党の皆さんの批判はここに集中するかもしれない。こうした中で選挙は厳しい、本当に厳しい選挙となる。そのことはもとより覚悟しています。しかし、国民の信任なくして国論を二分するような大改革を前に進めていくことはできない。我が国の国益を守るため、毅然とした外交を推し進めることはできません。国民の皆様信任を得て、この国を守り抜く決意であります。（以下、略）

（記者）

朝日新聞の田伏と申します。先ほど冒頭発言で解散理由について説明がありました。そうしたことのある程度予想した上で、今回の解散に当たって大義がないのではないかと。北朝鮮情勢が緊迫する中、選挙を行うタイミングではないのではないかと。野党からの国会召集要求に事案上応じず、森友・加計問題の追及からの回避ではないかといった指摘があります。総理はそうした指摘に対してどのようにお答えになられますか。

（安倍総理）

・・・次に、臨時国会の召集時期についてであります。8 月には予算編成に向けた概算要求作業がありました。9 月には北朝鮮情勢が緊迫する中、ロシアやインドを訪問するなど外交日程をこなしてきました。先般は国連総会に出席し、日米首脳会談あるいは日米韓の首脳会談等を行ったところでありまして、こうした内外の諸課題に対応するために総合的に判断して、今週の 28 日の召集を決定したものであります。憲法上、問題はないと考えています。

その上で申し上げれば、閉会中におきましても必要に応じて衆参合わせて 15 回、閉会中審査を行いましたし、私自身も衆参の予算委員会に、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明を積み重ねてきたところであり。今後ともその考え方には変わりありません。

選挙は正に民主主義における最大の論戦の場であり。こうした中の総選挙は、私自身への信任を問うことにもなるわけでありまして、私自身の信任も含めて与党の議員全ての、そして全国会議員の信を問うわけであり。それは追及回避どころか、こうした批判も受け止めながら、そこで国民の皆様に対して御説明もしながら選挙を行う。むしろ大変厳しい選挙となることが予想されます。それを覚悟の上で、しかし、先ほど申し上げましたように、税こそ正に民主主義であり、税に関わる重

大な変更については国民の信を問わなければならないということ、従来から一貫して申し上げてきた私の、また、私たちの考え方に沿って、今回、解散をするわけであり。

■195- 参- 本会議- 5 号 平成 29 年 11 月 22 日

○内閣総理大臣（安倍晋三君）

森友学園への国有地売却についてお尋ねがありました。

国有地の売却における当事者間でのやり取りについては、現在捜査が行われており、捜査の場及びその後の司法の場において明らかになっていくだろうと思います。

ただ、私の妻が、一時期、各誉校長を務めていたこともあり、国民の皆様から疑念の目を向けられたとしても、もともとだと思います。

その上で、本件については、私自身、閉会中審査に出席するなど、国会において丁寧に説明を積み重ねてまいりました。今回の衆議院選挙における各種の討論会でも質問が多くあり、その都度、丁寧に説明をさせていただいたところであり、今後その考え方に変わりはありません。

■憲法第 53 条

内閣は、国会の臨時国会の召集を決定することができる。いづれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

■158 閉- 参- 外交防衛委員会- 1 号 平成 15 年 12 月 16 日

○政府参考人（秋山收君） 憲法第五十三条の問題でございますので、一般的な考え方を御説明したいと思っております。

憲法五十三条後段は、「内閣は、」その要求があった場合に「その召集を決定しなければならない。」と規定しておりますが、召集時期につきましては何ら触れておりませんで、その決定は内閣にゆだねられております。

このことから、いつ、いつ召集してもいいということではもちろんございません。臨時国会の召集要求があった場合に、仮にその要求において召集時期に触れるところがあつたとしましても、基本的には、臨時会で審議すべき事項なども勘案して、召集のために必要な合理的な期間を超えない期間内に召集を行うことを決定しなければならないというふうに考えられているところでございます。

もつとも、この合理的な期間内に常会の召集が見込まれるというような事情がありましたら、国会の権能は臨時会であろうと常会であろうと異なると、異なるところはございませんので、あえて臨時会を召集するということをしなくても、憲法に違反するというふうには考えておりません。

安倍内閣の解釈変更は「憲法解釈文書の改ざん」である
～昭和47年政府見解（決裁文書）を曲解し9条解釈「基本的な論理」を捏造～

平成27年6月11日 横畠長官答弁

■外交防衛委員会 平成27年06月11日

○小西洋之君 ……四十七年見解を作ったときに今お認めになった限定的な集団的自衛権行使を容認する法理が含まれていたんだと、作ったときにですね、そういう理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 法理といたしましてはまさに当時から含まれている、それは変えない、変わらないということでございます。

平成27年8月3日 横畠長官答弁

■参-我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会 -6号 平成27年08月03日

○小西洋之君 ……基本的な論理ですね、七月一日の閣議決定。それが昭和四十七年政府見解にも書かれている。その基本的な論理について、この四名の頭の中にあって、それが昭和四十七年政府見解の中に当時書き込まれたというふうな答弁をなさっているという理解でよろしいですか。

○政府特別補佐人（横畠裕介君） 憲法第九条の下でもなぜ我が国として武力の行使ができるのかというその基本的な論理の部分は、まさにこの基本的論理、この四十七年見解で示された基本的な論理であるという、そういう考え方を当時の担当者は皆持っていたということであろうというお答えをしているわけでございます。

昭和47年9月14日 吉國長官答弁

■参-決算委員会 昭和47年09月14日

○説明員（吉國一郎君） 憲法ではわが国はいわば集団的自衛の権利の行使について、自己抑制をしていると申しますか、日本国の国内法として憲法第九条の規定が容認しているのは、個別적自衛権の発動としての自衛行動だけだということが私どもの考え方で、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として、その法律論の由来は先ほど同じような答弁を何回も申し上げましたが、あのような説明で、わが国が侵略された場合に、わが国の国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るためにその侵略を排除するための措置をとるというのが自衛行動だという考え方で、その結果として、集団的自衛のための行動は憲法の認めるところではないという法律論として説明をしているつもりでございます。

○説明員（吉國一郎君）・・・日本は自衛のため必要な最小限度の措置をとることは許されている。その最小限度の措置と申しますのは、説明のしかたとしては、**わが国が他国の武力に侵されて、国民がその武力に圧倒されて苦しまなければならないというところまで命じておるものではない。国が、国土が侵略された場合には国土を守るため、国土、国民を防衛するために必要な措置をとることまでは認められるのだという説明のしかたをしております。**その意味で、**いわばインディビデュアル・セルフディフェンスの作用しか認められてない**という説明のしかたでございます。仰せのとおり、憲法第九条に自衛権があるとも、あるいは集団的自衛権がないとも書いてございませぬけれども、憲法第九条のよって来たるゆえんのところを考えまして、そういう説明をいたしますと、**おのずからこの論理の帰結として、いわゆる集団的自衛の権利は行使できないということになるというのが私どもの考え方でございます。**

○説明員（吉國一郎君）これは、憲法九条でなぜ日本が自衛権を認められているか、また、その自衛権を行使して自衛のために必要最小限度の行動をとることを許されているかということの説明として、**これは前々から、私の三代前の佐藤長官時代から、佐藤、林、高辻と三代の長官時代ずっと同じような説明をいたしておりますが、**わが国の憲法九条で、まさに国際紛争解決の手段として武力を行使することを放棄をいたしております。しかし、その規定があるということは、国家の固有の権利としての自衛権を否定したものでないということは、これは先般五月十日なり五月十八日の本院の委員会においても、水口委員もお認めいただいた概念だと思えます。その自衛権があるということから、さらに進んで自衛のため必要な行動をとれるかどうかということになりますが、憲法の前文においてもそうでございますし、また、憲法の第十三条の規定を見ましても、**日本国が、この国土が他国に侵略をせられまして国民が非常な苦しみにおちいるということ**を放置するところまで憲法が命じておるものではない。第十二条からいたしましても、生命、自由及び幸福追求に関する国民の権利は立法、行政、司法その他の国政の上で最大の尊重を必要とすると書いてございますので、いよいよぎりぎりの最後のところでは、この国土がじゅうりんをせられて国民が苦しむ状態を容認するものではない。したがって、この国土が他国の武力によって侵されて国民が塗炭の苦しみにあえがなければならない。その直前の段階においては、自衛のため必要な行動はとれるんだというのが**私どもの前々からの考え方でございます。**その考え方から申しまして、**憲法が容認するものは、その国土を守るための最小限度の行為だ。したがって、国土を守るというためには、集団的自衛の行動というふうなものは当然許しておるころではない。**また、非常に緊密な関係にありましても、その他国が侵されている状態は、わが国の国民が苦しんでいるというところまではいかない。その非常に緊密な関係に、かりにある国があるといたしましても、その国の侵略が行なわれて、さらにわが国が侵されようという段階になって、**侵略が発生いたしましたならば、やむを得ず自衛の行動をとることが、憲法の容認するぎりぎりのところだ**という説明をいたしておるわけでございます。そういう意味で、**集団的自衛の固有の権利はございまして、これは憲法上行使することは許されない**ということに相なると思います。



「横畠君がそう言っているの！？
そういう分析をした記憶はないし、
そういう理解はなかったと思いますね。
ここに書かれている『**外国の武力攻撃**』
は、日本そのものへの攻撃のことです。
日本が侵略されていないときにどうなる、
なんて議論は当時なかった。
これを根拠に解釈改憲なんて夢にも思っ
ていなかった。
いやあ、よく掘り出したものだね」

安保国会での「S47政府見解の読み替え」全否定陳述

濱田邦夫 元最高裁判所判事

四十七年の政府見解の作成経過及びその当時の国会での答弁等を考えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものは我が国である。これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、...それを強引に外国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読替えをするとするのは、法匪という、つまり、字義を操って、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、これはあしき例であると、とても法律専門家の検証に堪えられないと。平成27年9月15日衆議院

それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかというところ、これは通らないでしょう。平成27年9月15日衆議院

6

宮崎礼壹 元内閣法制局長官

「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、これは、いわば黒を白と言いくるめる類いと言っしありません。平成27年6月22日衆議院

伊藤真 日弁連 憲法問題対策本部副本部長

四十七年意見書の当時から限定された集団的自衛権は認められていたというようなことはあり得ません。当時の吉國長官答弁及び防衛庁政府見解によって完全に否定されている

平成27年9月8日衆議院

書き換え前

書き換え後

H27. 1. 8 産経新聞社のインターネット記事（産経 WEI 産経オンライン（関西の議論））に森友学園が小学校運営に乗り出している旨の記事が掲載。記事の中で、安部首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感服した旨が記載される。

H27. 1. 9 近畿財務局が森友学園を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。

H27. 1. 15 森友学園が国土交通省北川イッセイ副大臣秘書官に「近畿財務局から示された概算貸付料が高額であり、副大臣に面会したい。」と要請。国土交通省は、「貸付料は近畿財務局において決定する内容であるため、面会しても意味はなさない。」旨回答。

H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。
（条件）「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及び入学志願者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」

H27. 1. 29 平沼赴夫衆議院議員秘書から財務省に「近畿財務局から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないか。」と相談。財務省は、「法律に基づき適正な時価を算出する必要があるため、価格についてはどうにもならないこと、本件については学校の設立趣旨を理解し、これまで出来るだけの支援をしていること。」を説明。

書き換え前

書き換え後

H27. 1. 8 産経新聞社のインターネット記事（産経WEST産経オンライン【関西の議論】）に森友学園が小学校運営に乗り出している旨の記事が掲載。記事の中で、安部首相夫人が森友学園に訪問した際に、学園の教育方針に感嘆した旨が記載される。

H27. 1. 9 近畿財務局が森友学園を訪問し、国の貸付料の概算額を伝える。

H27. 1. 15 森友学園が国土交通省北川イッセイ副大臣秘書官に「近畿財務局から示された概算貸付料が高額であり、副大臣に面会したい。」と要請。国土交通省は、「貸付料は近畿財務局において決定する内容であるため、面会しても意味はなさない。」旨回答。

H27. 1. 27 大阪府私立学校審議会の臨時会において、本件小学校設置計画が以下の条件を付されて「認可適当」の答申を得る。
(条件)「小学校建設に係る工事請負契約の締結状況、寄附金の受入れ状況、詳細なカリキュラム及びび入学者の出願状況等、開校に向けた進捗状況を、次回以降の当審議会定例会において報告すること。」

H27. 1. 29 平沼勉夫衆議院議員秘書から財務省に「近畿財務局から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないか。」と相談。財務省は、「法律に基づき適正な時価を算出する必要があるため、価格についてはどうにもならないこと、本件については学校の設立趣旨を理解し、これまで出来るだけの支援をしていること。」を説明。

H27. 2. 10 国有財産近畿地方審議会において、本地を学校法人に小学校敷地として売払いを前提とした10年間の事業用定期借地契約（時価貸付）を行うことについて処理適当の答申を得る。

H27. 2. 12 森友学園が、大阪府教育記者クラブにて小学校の開校について記者発表。出席者は、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞から用地に関する質問があり、学園は、底地は国有地で借受予定と説明。

H27. 2. 16 鳩山邦夫衆議院議員秘書から国会連絡室に「森友学園が近畿財務局から国有地を借受ける件について相談したい。」との連絡。

H27. 2. 17 鳩山邦夫衆議院議員秘書が近畿財務局に来局し「近畿財務局から森友学園に示された概算貸付料が高額であり、何とかならないか。」と相談。近畿財務局はH27. 1. 29の財務省対応と同様の説明を行う。

H27. 3. 13 森友学園と貸付料の見積り合わせを実施。学園は、事前に伝えている概算金額から相対に低い額の見積書提示を繰り返し（3回）、見積り

本省記入

書き換え前

「学校法人 森友学園」の概要等

1 森友学園の概要

- (1) 運営事業
学校法人森友学園は、塚本幼稚園幼児教育学園（昭和28年、大阪府の認可を受け
た私立学校法人初の幼稚園）を運営。

(2) 理事長

箱池廉博氏（別添名刺参照）
同氏は、「日本会議大阪（注）代表・運営委員」を始めとする諸団体に關与してい
る。

（注）日本会議大阪は、全国的な国民運動団体である「日本会議」（美しい日本の
再建と誇りある国づくりのための政策提言と国民運動を推進することとを目的
として設立された任意団体）が平成9年に設立されたのに呼応する形で、大阪
に根付いたより広汎な国民運動を推進すべく、平成10年6月に設立された任
意団体。

なお、国会においては、日本会議と連携する組織として、超党派による「日
本会議国会議員懇談会」が平成9年5月に設立され、現在、役員には特別顧問
として麻生太郎財務大臣、会長に平沼利夫議員、副会長に安倍晋三総理らが就
任。

（参考）森友学園への議員等の来訪状況

- 平成20年11月 中山成彬議員（衆・維・比例九州）講演会
- 平成25年9月 平沼利夫議員（衆・維・岡山3区）講演会
- 平成25年12月 日本維新の会女性局長（三木圭恵議員、杉田水脈議員、上田
小百合議員（いずれも衆・維・比例近畿）等）視察
- 平成26年4月 安倍昭恵総理夫人 講演・視察

(3) 教育方針・教育内容

本学園の教育方針は、日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇
りを育てる。教育内容は、毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国家「君が代」を
斉唱。また、年1回「伊勢神宮」へ参拝。

2 関連する幼稚園等

- (1) 理事長が別途経営する学校法人箱池学園が、開成幼稚園（売却予定）を運営。

- (2) 理事長親族（箱池淳子氏）が、社会福祉法人肇園舎高等学校森友学園保育園を運営。

（参考）標題「1. 森友学園
の概要」、「2. 関連する幼
稚園等」については、書き
換え前から下線が引かれ
ている。

「学校法人 森友学園」の概要等

森友学園の概要

- (1) 運営事業
学校法人森友学園は、塚本幼稚園幼児教育学園（昭和28年、大阪府の認可を受け
た私立学校法人初の幼稚園）を運営。

(2) 教育方針・教育内容

本学園の教育方針は、日本人としての礼節を尊び、それに裏打ちされた愛国心と誇
りを育てる。教育内容は、毎朝の朝礼において、教育勅語の朗唱、国家「君が代」を
斉唱。また、年1回「伊勢神宮」へ参拝。

書き換え後

安倍総理の教育勅語斉唱に関する答弁(平成25年10月22日)

○質疑者 ……大阪に塚本幼稚園という幼稚園がありまして、私
は行ってまいりました。幼稚園児ですから、さっきの小学校二年
生よりもっとちっちゃな子たちが、そろって君が代を歌う。これ
は当然だと思えますけれども、あの長い教育勅語を全部言うん
ですね。……これを黄色い声で全部やる。……幼児教育という
のは本当に大切だと私は思っているわけでありまして、……この
幼児教育に関して総理大臣の所見をお伺いしたい

100 ○安倍内閣総理大臣 ……反復練習というのは、記憶力を強化する、
こう思いがちなんですが、実は、想像力、思考力を伸ばすことにも
大きな影響を及ぼしている……寺子屋において……萩の……小学
校において……

ですから、そういうことを覚えながら、これは単に覚えるというよ
りも、実はそれは思考力を刺激しているということでもあるわけ
でございます、こういう新たな教育のアプローチについて、しっかりと
と我々も、現場の先生たちとともに、……研さんを進めていくことが
大切ではないか

安倍総理の教育勅語斉唱に関する答弁（185-衆-予算委員会-3号 平成25年10月22日）

○平沼委員 ……大阪に塚本幼稚園という幼稚園がありまして、私は行ってまいりました。幼稚園児ですから、さっきの小学校二年生よりももっとちっちゃな子たちが、そろって君が代を歌う。これは当然だと思いますけれども、あの長い教育勅語を全部言うんですね。麻生副総理も教育勅語が全部言えるということはよく知っていますが、これを黄色い声で全部やる。さらに驚いたのは、その幼稚園児が五カ条の御誓文まで全部言うんですね。私は、広く会議を興し、万機公論に決すべしというのはわかっていますけれども、そのほかのことはよくわかりません。それも全部頭に入れているんです。

ですから、幼児教育というのは本当に大切だと私は思っているわけでありまして、ゆとり教育なんかをやっている、そういう問題も含めて、この幼児教育に関して総理大臣の所見をお伺いしたい、このように思います。

○安倍内閣総理大臣 まず、安倍内閣の基本的な教育における方針としては、誰もが日本に生まれたことに喜びを感じ、そして誇りを持つことができる、誇りに思うことができる品格ある国家をつくることを目指し、全ての子どもたちが未来を信じ、それぞれの夢を実現できるよう、世界のトップレベルの学力と規範意識を身につける機会を保障することが教育の大きな目的であり、国にはその責任があると考えております。

御指摘のように教育にはさまざまな課題があるわけですが、その中において、いわば幼児教育と、あと初等段階の教育は極めて大切である、このように考えております。どうあるべきかということを、今、下村大臣を中心に教育再生実行会議を設置し、そこで議論を進めているところでございます。

今委員が御指摘になったように、幼児段階、初等段階において、私たちが思っている以上に子どもたちは可能性を秘めているわけでありまして、私はかつて、四年ぐらい前ですが、広島土堂小学校、陰山先生がかつて校長先生を務めていたところでございます、ここで子どもたちが反復練習をしているんですが、そこでは、論語もそうでありまして、例えば地域の立派な人物、文化についても、みんな反復でこれは覚えているんですね。

この反復練習というのは、記憶力を強化する、こう思いがちなんですが、実は、想像力、思考力を伸ばすことにも大きな影響を及ぼしているということが最近わかってきたわけでありまして、つまり、そこに、例えば寺子屋において四書五経を繰り返し暗記をさせた意味があった、こう言われているわけでありまして、

私の地元には、全日教連という非常に真面目な先生方の組合がございまして、常に教師はそういうスキルをみずから磨かなければいけないという問題意識を持って取り組んでもらっているわけでありまして、大変敬意を表したいと思うわけでありまして、

萩の明倫小学校においては、小学校一年生に入ると、吉田松陰先生の言葉を一つずつ覚えていくということでありまして、一年に入ったときに一番最初に覚える言葉は、きょうよりぞ幼心を振り捨てて人となりにし道を踏めかしという言葉、小学生がみんな実は覚えているんですね。

ですから、そういうことを覚えながら、これは単に覚えるというよりも、実はそれは思考力を刺激しているということでもあるわけでありまして、こういう新たな教育のアプローチについて、しっかりと我々も、現場の先生たちとともに、どうあるべきか、そして、新たな、これはさまざまなアプローチがあるわけでありまして、研さんを進めていくことが大切ではないか、このように思うところでございます。

私立学校における教育勅語朗読に対する政府の勧告指導事例

■98-参-決算委員会-11号 昭和58年05月11日

- 政府委員（鈴木勲君） その後御指摘がございまして調べたわけでございますが、島根県にございます私立の松江日本大学附属高等学校におきまして、**建国記念の日の学校行事といたしまして教育勅語を取り上げていた**と、そういう事実はわかったわけでございます。（略）
- 本岡昭次君 文部大臣、現在お聞きのように、昭和二十一年及び二十三年の教育勅語に関する文部次官通達、さらには憲法、教育基本法、または国会の決議として失効決議がなされております。こうした措置をなされた教育勅語が、堂々と二十年間も私学とはいえ公教育の場で行われていたと。しかもそれは、**校長が単に読むだけでなく、校長の朗読に合わせて生徒が立って「朕惟フニ我カ皇祖皇宗」とずっと一諸に読んでいる。**私も教育勅語の時代に過ごしましたがけれども、一諸に校長と朗読したというようなことはないわけで、そういうことが二十年間行われていたんですね。文部大臣、これをどのような措置を講じるおつもりですか。
- 国務大臣（瀬戸山三男君） 教育勅語の扱いについては、本岡さん御存じのとおり、いまも初中局長からも御説明申し上げましたが、昭和二十一年及び二十三年、自後**教育勅語を朗読しないこと**、学校教育において使わないこと、また衆参両議院でもそういう趣旨のことを決議されております。でありますから、そういうことで今日まで指導してきておるわけでございますが、たまたまいま御説明申し上げましたように、松江市にある私立の高等学校でそういう事実があったということを私も最近聞きまして、**率直に言って遺憾なことであると思っております。**教育勅語そのものの内容については今日でも人間の行いとして、道として通用する部分もありますけれども、**教育勅語の成り立ち及び性格、そういう観点からいって、現在の憲法、教育基本法のもとでは不適切である、**こういうことが方針が決まっておるわけでございますから、**そこで文部省といたしましては、その事態を承知いたしまして、**いま初中局長から申し上げましたように、これはいわゆる島根県の認可学校でございますから、**島根県を通じてそういうことのないように指導をしてくれと、こういうことをいま勧告しておる**わけでございますが、まだその結果については詳細は報告が来ておりません。

■01-参-決算委員会-4号 昭和59年01月25日

- 本岡昭次君 ……島根県の松江日大高校が建国記念の日に講堂に高校生を集めて、校長が教育勅語を朗読して生徒もそれを一緒に声を上げて読んでいるということが明らかになって、文部省としても教育勅語を学校の教育活動の中で使うのは好ましくないから、それを指導したいということでしたが、この二月の十一日が近づいておりますが、そのことについてきちっと指導できたのかどうか伺います。
- 説明員（高石邦男君） 決算委員会での御指摘もございましたので、**文部省といたしましては、島根県当局に対してこういう内容についての是正を指導してもらいたいということを指導してまいったわけでございます。**県といたしましても私学の自主性という立場の尊重の限界がございますけれども、いろいろやり方について問題がございますので、是正をしていくようにという私学の当局者に指導を繰り返してきております。ことしの二月の十一日の形がどうなるか定かな状況はまだ見込みがつきませんが、当局者の話によりますと、是正をしていきたいという意思表示を県の方にしているというような状況でございますので、その推移を見守っていきたいと思っております。